

平成23年8月1日

事業者 各位

美咲町長 定本一友
(公印省略)

現場代理人資格要件について（通知）

美咲町では平成23年度から現場代理人の常駐義務緩和措置を取り入れ、8月1日付けで「美咲町公共工事に係る現場代理人の常駐義務緩和措置に関する事務取扱要領」「現場代理人の常駐義務緩和に伴う運用について」を制定し、現場代理人の兼務について明らかにしているところであります。

これに伴い、現場代理人の責任を明確化するため平成23年8月1日以降に契約する工事において現場代理人となる者は受注者との直接的な雇用関係にある「その会社の従業員または役員」である者とし、指名願に添付した「技術職員名簿届」に記載されている者以外を届け出る場合は直接的な雇用関係を確認するため下記の書類（写し可）のいずれかを契約時に提出して下さい。

なお、直接的な雇用関係が確認できない者は現場代理人として認める事はできず請負契約が締結できないため、「請負契約の相手方として不適当」とみなし「指名停止措置」を行わせていただきます。

現場代理人とは

工事請負契約書第11条第2項では、「現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第13条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係わる権限等を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。」とされています。

実際の業務としては、施工体制台帳の作成、新規入場者の教育、労務管理、労働安全衛生管理、施設、車両、重機、機械、危険物等の管理、工事現場近隣地域への対応などといった総務的業務全般を、受注者に代わって取り仕切る重要な立場です。この職務の重要性をよく認識し、社長の代理として施工日には工事現場に常駐し、工事全体の進行を取り仕切る者という概念ですので特に技術的能力や資格は問いませんが、現場の運営・管理を行うのであれば必要最低限の技術分野の知識と経験は必要と考えます。

直接的な雇用関係とは

所属建設業者と直接的な雇用関係（第三者の介入する余地のない一定の権利義務関係（賃金・労働時間等））が存在すること。

※ 在籍出向者及び派遣社員については、直接的な雇用関係を有する者とはいえません。

提出書類（下記のいずれか）

- ・健康保険被保険者証（社会保険証等）
- ・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

上記いずれも該当しない場合は直接的な雇用関係を示す書類として、工事受注以前から雇用され、当該工事完了後も継続的に雇用することを証明する書類を提出して頂く必要があります。

- ・工事受注以前（20日以上前）から雇用されている事を証明する書類（写し可）
給与支払い明細（支払人の記名・押印したもの）
- ・当該工事完了後も継続的に雇用することを証明する書類
労働者雇用証明書（別紙様式）